

最高裁秘書第282号

令和4年2月3日

山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

答申書の写しについて（送付）

下記の諮問については、令和4年1月25日に答申（令和3年度（最情）答申第47号）をしたので、答申書の写しを送付します。

記

諮問番号 令和3年度（最情）諮問第31号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03（3264）8330（直通）

諮詢日：令和3年9月13日（令和3年度（最情）諮詢第31号）

答申日：令和4年1月25日（令和3年度（最情）答申第47号）

件名：S E A B I Sの使いにくさに関する最高裁判所事務総局情報政策課の問題

意識が書いてある文書の不開示判断（不存在）に関する件

答申書

第1 委員会の結論

「旅費等内部管理業務共通システム（略称は「S E A B I S」）の使いにくさに関する最高裁判所事務総局情報政策課の問題意識が書いてある文書（最新版）」（以下「本件開示申出文書」という。）の開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が、本件開示申出文書は作成し、又は取得していないとして不開示とした判断（以下「原判断」という。）は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し、最高裁判所事務総長が令和3年8月10日付で原判断を行ったところ、取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ、取扱要綱記第11の4に定める諮詢がされたものである。

第3 苦情申出人の主張の要旨

特定のツイッターアカウントが、特定年月日時にS E A B I の使いづらさに関するツイートをしたことからすれば、本件開示申出文書は存在するといえる。

第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 旅費等内部管理業務共通システムは、最高裁判所が運用するシステムではないため、最高裁判所事務総局情報政策課が、その使いにくさについての問題意識を検討する必要はなく、文書を作成することもない。
- 2 なお、事務の便宜のために組織共用性のある文書として本件開示申出文書が作成されている可能性もあることから、最高裁判所内において探索したが、該

当文書は存在しなかった。

第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮詢について、以下のとおり調査審議を行った。

- ① 令和3年9月13日 諒問の受理
- ② 同日 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受
- ③ 同年12月14日 審議
- ④ 令和4年1月21日 審議

第6 委員会の判断の理由

1 当委員会庶務を通じて確認したところ、旅費等内部管理業務共通システムは、導入当時は経済産業省が主管庁として整備・運用を担当し、令和3年9月より、デジタル庁にその運用・整備の担当が移管されたことが認められた。上記確認結果を踏まえれば、旅費等内部管理業務共通システムは、最高裁判所が運用するシステムではないため、最高裁判所事務総局情報政策課が、その使いにくさについての問題意識を検討する必要はなく、文書を作成することもないとする最高裁判所事務総長の上記説明の内容が不合理とはいえない。そのほか、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していることをうかがわせる事情は認められない。

したがって、最高裁判所において、本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められる。

2 以上のとおり、原判断については、最高裁判所において本件開示申出文書に該当する文書を保有していないと認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長 高 橋 滋

委 員 門 口 正 人

子 雅 戶 長 員 委